

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

---

### （開催要領）

- 1 日時 令和3年11月11日（木）17:41～17:54
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

#### <WG委員>

- |    |       |                            |
|----|-------|----------------------------|
| 座長 | 八田 達夫 | アジア成長研究所理事長<br>大阪大学名誉教授    |
| 委員 | 安藤 至大 | 日本大学経済学部教授                 |
| 委員 | 安念 潤司 | 中央大学大学院法務研究科教授             |
| 委員 | 落合 孝文 | 渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士 |

#### <提案者>

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 沼澤 弘平 | 愛知県政策企画局長            |
| 浅田 甚作 | 愛知県政策企画局企画調整部企画課長    |
| 本郷 康信 | 愛知県政策企画局企画調整部企画課課長補佐 |
| 永田 芳朗 | 愛知県政策企画局企画調整部企画課主査   |
| 安田 北斗 | 常滑市企画部部付課長           |

#### <事務局>

- |        |                 |
|--------|-----------------|
| 山西 雅一郎 | 内閣府地方創生推進事務局次長  |
| 三浦 聡   | 内閣府地方創生推進事務局審議官 |
| 黒田 紀幸  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |
| 喜多 功彦  | 内閣府地方創生推進事務局参事官 |

### （議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 愛知県・常滑市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容
- 3 閉会

---

○喜多参事官 それでは、始めます。本日は、10月15日に愛知県及び常滑市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案につきまして、提案内容の具体化等のためのワーキンググループヒアリングを実施いたします。

資料の取扱いについては、常滑市、愛知県からの提出資料は公開予定、規制所管省庁か

らの回答は暫定版であるため非公開の予定です。

本日の議事については、公開予定です。

それでは、八田座長に議事進行をお願いいたします。

○八田座長 それでは、お忙しいところをお集まりいただき、ありがとうございます。ただ今から愛知県、常滑市のヒアリングを開始したいと思います。

最初に、5分ほどで愛知県及び常滑市から今度の再提案について御説明をお願いしたいと思います。その後、委員と質疑応答したいと思います。

それでは、愛知県、常滑市、よろしくをお願いいたします。

○沼澤局長 愛知県の政策企画局長の沼澤でございます。

委員の皆様には、いつも大変お世話になっております。

8月の第1回専門調査会におきまして全ての団体に対して規制改革などについて再提案を求めることとされたことを踏まえまして、愛知県と常滑市のスーパーシティ構想に賛同する企業、それから、大学から規制改革のアイデアを再募集するとともに、改めて住民説明会を実施して、この再提案書を取りまとめて先月提出をしたところでございます。

提出しました本県と常滑市の再提案書は「自動運転車両の緊急事態の発生時に駆けつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定」という新たな規制改革提案を追加するものでございまして、これは自動運転の早期実装に係る規制改革提案をブラッシュアップするものでございます。

新たな規制改革提案の内容につきましては、この後、企画課長の浅田より御説明させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○浅田課長 浅田と申します。よろしく申し上げます。

私からは、再提案書の内容のうち、特に新しい規制改革提案につきまして資料に基づきまして御説明したいと思います。

1 ページは、あいち・とこなめスーパーシティ構想が目指しますコンセプトやアピールポイントを記載しておりますが、こちらは4月に提案した内容から変更は特にございません。

2 ページをお願いします。対象区域でございます。対象区域は、中部国際空港島及びその周辺地域としております。こちらフェーズの考え方も含めまして4月の提案から変更は特にございません。

3 ページをお願いします。提供する先端的サービスとその関係につきましても4月の提案から変更はございません。今回の再提案では、モビリティ分野の赤で囲ってございます「①自動運転・自動搬送サービス」に焦点を当てて規制改革の再提案を出しております。

4月に提案したものに新たな規制改革提案、「自動運転車両の緊急事態の発生時に駆けつける警備会社等の車両を緊急自動車に指定」を加えまして、自動運転の早期実装に係る規制改革提案をブラッシュアップしております。

4 ページをお願いします。先端的サービス全体のイメージ図でございます。今回の再提

案で焦点を当てた自動運転サービスは、他の複数分野の先端的サービスと連携するものがあります。連携が想定される分野といたしましては、赤枠で囲みましたサービス、エネルギー分野、おもてなし分野のサービスなどがございます。

5 ページをお願いします。「①自動運転・自動搬送サービス」におけます先端的サービスとそれを実現するための規制改革の内容でございます。中段にあります早期実装に向けて必要となる主な規制改革につきましては、4月に規制改革の提案をしたもののうち、関係省庁から現時点での法令や基準等により実現可能とされた提案を除いた上で、さらに新たな規制改革を追加して提案をしております。

6 ページをお願いします。追加提案する規制改革の具体的な内容でございます。下のほうにあります規制改革のイメージ図を御覧ください。

まず①自動運転の車両に事故や故障などの緊急事態が発生した場合、②警察に通報し、③警察官が車両をすぐに動かす必要があるなどと判断した場合は自動運転の遠隔監視者に現場へ急行するように指示を出します。④指示を受けた遠隔監視者は、あらかじめ契約をしております警備会社等のコールセンターなどに連絡をいたしまして、⑤コールセンターは現場近くの拠点に対し出動指示をいたします。そして、拠点にいるガードマンが緊急事態発生現場に急行いたします。この緊急で駆けつけるガードマンの車両をパトカーや救急車、消防車などと同じ緊急自動車として扱ってほしいというのが規制改革の内容となります。

緊急自動車は、例えば停止すべきところで停止する必要がなく、通行が禁止されている道路でも通行ができて、逆に一般車両は緊急自動車の通行を妨げないように、進路を妨げないように進路を譲らなければならないとの特例がございます。そして、現場に駆けつけたガードマンは、動かなくなった車両を道端に自動運転で動かしたり、交通誘導をしたり、乗客の安全確保などと実施することを想定しております。

この規制改革提案の背景といたしまして、空港島での実証実験におけます試乗者へのアンケート結果がございます。このアンケートにおきまして、試乗者の一部から、緊急時の対応、具体的には、事故・火災・犯罪発生などについて不安を感じる旨の回答がございました。今回の規制改革により、利用者の不安点でございます緊急時の対応を強化することで利用者の自動運転車両への心理的ハードルを下げ、自動運転の早期実装につながるものと考えております。

私からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○八田座長 ありがとうございます。

これは官庁からの回答では、緊急時には警察が出動するから民間の会社が出動する必要はありませんという回答なのですが、これに関してはどういうコメントでしょうか。

○浅田課長 今回の特例を求めるのは、あくまでも先ほどのフロー図にございましたとおり、警察の側から駆けつけるように求めがあった場合にこうした対応をとるということでございますので、全ての場合というよりも、警察側からあくまで要請があった場合に駆け

つける際の車両について、緊急車両への指定をお願いするものでございます。

○八田座長 そうすると、警察がその費用を負担して民間警備会社に支払う、そういうことですか。

○浅田課長 こちらは特にお金を払うということではなくて、運行事業者があらかじめ警備会社等と契約を結びまして、こういったサービスを警備会社がやっていただくということを想定しています。

○八田座長 それで警察が出動要請できるなら、ある意味で警察としては費用軽減になってしまうわけですね。要するに警察は自分のところが行かなくてもいいわけですね。

○浅田課長 現在の道路使用許可の基準の中に、もし事故等の緊急の必要があった場合については、警察官から求められたときは実験の関係者が現場に急行することができるような体制を整えなさいと、このように基準のほうで定められているものですから、こうした形での提案のほうにつなげております。

○八田座長 なるほど。そうすると、今でもこれを妨げる法律は特にないわけですね。警察が望むならばできるわけですね。

○浅田課長 警察官から求められた場合はすぐに駆けつける必要があるというようなことです。

○永田主査 ただ、緊急では駆けつけるのですけれども、緊急で向かう車両については緊急自動車扱いにはなりませんので、その部分については今回の規制緩和をしていただきたいという提案になっております。

○八田座長 分かりました。

そうすると、官庁からの回答は全然不備ですね。求められる場合があると実際に規定されているのですから、そのときには駆けつけるときに交通規制や何かを緩和してもらいたい、そういうことですね。

○浅田課長 提案の前提条件が警察官から求められた場合、ということでございます。

○八田座長 分かりました。私はそれで了解しました。

あと委員の方で何か御質問とか御意見とかございませんか。

では、落合委員、どうぞ。

○落合委員 ありがとうございます。

これは御提案をされた内容の対応が必要な事象も起こることがあり、必ずしも警察のほうで交通整理等するだけでは足りないような様々な対応とかが生じるので、御提案の内容を実現する必要性が高いということなのかなとも思ったのですけれども、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○本多課長補佐 愛知県の企画課の本多です。

先ほどの説明に補足しますと、例えばこちらの図にありますとおり、緊急事態が発生して自動運転の車が止まった場合、実際、自動運転車両ですので、手で動かすためには、やはり警察の方ですと自動運転の車両の動かし方とかというのは御存じないと思います。

そこは運転監視者のほうで特殊な操作が必要になりますので、そういった場合にはそういった操作ができる人材が現場に駆けつける必要がある、と思っております。

○落合委員 分かりました。

そうすると、警察官は例えばちょうど駆けつけたときであっても、結局警備会社の方々が来ないと、車のほうが変なところに止まってもそのままになってしまうという状況がありうるので、そうすると、交通の安全にマイナスになることもありうる等の弊害が生じることがあるということですね。

○本多課長補佐 愛知県の企画課、本多です。

おっしゃるとおりでございます。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 これは一種の民間経営の救急車が急いで事故現場に行くのと同じですね。要するに警察のエキスパティーズ以外のエキスパティーズが要る人が緊急に駆けつけられないといけないということですね。

○浅田課長 はい。

○八田座長 なるほど。すごく私には説得的に聞こえましたけれども、よろしいですか。

○喜多参事官 大丈夫です。

○八田座長 それでは、他に委員の方もありませんか。

非常に分かりやすく説明していただきありがとうございました。これは強調されるところでは、少なくとも役所の回答に対してはもう非常に十分な反論ができると思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。どうもありがとうございました。